

# 目次

<b>第1編 総論</b>	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急処理事態	13
3 NBCを使用した攻撃	14
<b>第2編 平素からの備え</b>	15
第1章 組織・体制の整備等	15
第1 市における組織・体制の整備	15
1 市の各部課における平素の業務	15
2 市職員の参集基準等	18
3 消防の初動体制の把握等	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2 関係機関との連携体制の整備	21
1 基本的考え方	21
2 都との連携	22
3 近隣区市町村との連携	23
4 指定公共機関等との連携	23
5 事業所に対する支援	24
6 自主防災組織等に対する支援	24
第3 通信の確保	24
第4 情報収集・提供等の体制整備	26
1 基本的考え方	26
2 警報等の伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	33
第6 研修及び訓練	35
1 研修	35
2 訓練	36

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	38
1	避難に関する基本的事項	38
2	避難実施要領のパターンの作成	39
3	救援に関する基本的事項	40
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
5	避難施設の指定への協力	42
6	生活関連等施設の把握等	42
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	44
1	市における備蓄	44
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	44
第4章	国民保護に関する啓発	46
1	国民保護措置に関する啓発	46
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	46
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	47
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>48</b>
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	48
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	48
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
第2章	市保護本部の設置等	51
1	市保護本部の設置	51
2	通信の確保	63
3	特殊標章等の交付及び管理	63
第3章	関係機関相互の連携	65
1	国・都の対策本部との連携	65
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	65
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	66
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	66
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	67
6	市の行う応援等	67
7	自主防災組織等に対する支援等	68
8	住民への協力要請	68
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	69
第5章	事態対処の段階区分と役割分担	70
1	事態対処の段階区分	70
2	各段階での役割分担	70
第6章	警報及び避難の指示等	75
第1	警報の伝達等	75

1	警報の内容の伝達・通知	75
2	警報の内容の伝達方法	76
3	緊急通報の伝達及び通知	77
第2	避難住民の誘導等	78
1	避難の指示の伝達	78
2	避難実施要領の策定	79
3	避難住民の誘導	82
4	想定される避難の形態と市による誘導	85
第7章	救援	91
1	救援の実施	91
2	関係機関との連携	91
3	救援の程度及び方法の基準	91
4	救援の内容	92
第8章	安否情報の収集・提供	96
1	安否情報の収集	96
2	都に対する報告	97
3	安否情報の照会に対する回答	97
4	日本赤十字社に対する協力	98
第9章	武力攻撃災害への対処	99
第1	武力攻撃災害への対処	99
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	99
2	武力攻撃災害の兆候の通報	99
第2	応急措置等	100
1	退避の指示	100
2	警戒区域の設定	102
3	応急公用負担等	103
4	消防に関する措置等	103
第3	生活関連等施設における災害への対処等	104
1	生活関連等施設の安全確保	105
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	105
第4	NBC攻撃による災害への対処等	106
第10章	被災情報の収集及び報告	109
第11章	保健衛生の確保その他の措置	111
1	保健衛生の確保	111
2	廃棄物の処理	112
第12章	国民生活の安定に関する措置	113
1	生活関連物資等の価格安定	113
2	避難住民等の生活安定等	113

3	生活基盤等の確保	113
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	<b>114</b>
第1章	応急の復旧	114
1	基本的考え方	114
2	公共的施設の応急の復旧	114
第2章	武力攻撃災害の復旧	115
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	116
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	116
2	損失補償及び損害補償	116
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	116
<b>第5編</b>	<b>大規模テロ等（緊急処理事態）への対処</b>	<b>117</b>
第1章	初動対応力の強化	118
1	危機管理体制の強化	118
2	対処マニュアルの整備	119
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	119
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	119
5	装備・資材の備蓄	119
6	訓練等の実施	120
7	住民・昼間市民への啓発	120
第2章	平時における警戒	121
1	危機情報等の把握・活用	121
2	危機情報等の共有	121
3	警戒対応	121
第3章	発生時の対処	122
1	市対策本部の設置指定が行われている場合	122
2	市対策本部の設置指定が行われていない場合	122
3	市災害対策本部等による対応	122
4	市対策本部への移行	124
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	125
1	危険物質を有する施設への攻撃	125
2	大規模集客施設等への攻撃	125
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	126
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	127
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	128
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	129
<b>資料編</b>		<b>130</b>